

令和3年第2回定例会

(令和3年12月3日)

上川北部消防事務組合議会会議録

令和3年第2回上川北部消防事務組合議会定例会

開会 令和3年12月3日(金曜日) 午後2時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議会議案第1号 上川北部消防事務組合議会会議規則の一部改正について
- 日程第5 議案第1号 上川北部消防事務組合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 上川北部消防事務組合監査委員条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 令和3年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第4号 令和2年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定について
- 日程第9 議会報告第1号 例月出納検査及び定期監査の結果報告について
- 日程第10 閉会中継続審査(調査)の申し出について

議員 6番 倉澤 宏君
議員 7番 小池 豊君
議員 8番 小西 邦広君
議員 9番 近藤 八郎君

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局職員

事務局 長 伊藤 慈生
書記 森 雄馬
書記 町 英紀
書記 田嶋 大助
書記 高嶋 元治

1. 説明員

管理者 加藤 剛士君
副管理者 山口 信夫君
副管理者 谷 一之君
副管理者 石垣 寿聰君
副管理者 佐近 勝君
消防参事(名寄市副市長) 橋本 正道君
会計管理者 鈴木 康寛君
監査委員 鹿野 裕二君
監査委員事務局長 紀國谷 康子君
消防長 佐々木 幸雄君
総務課長 渡辺 敏史君
消防企画課長 谷口 直寿君
名寄消防署長 遠藤 豊明君
下川消防署長 土本 繁美君
美深消防署長 吉田 直茂君
中川消防支署長 金住 隆君
音威子府消防支署長 上野 孝広君

1. 出席議員(11名)

議長 11番 東 千春君
副議長 10番 岩崎 泰好君
議員 1番 塩田 昌彦君
議員 2番 大西 功君
議員 3番 和田 健君
議員 4番 平木 総司君
議員 5番 玉田 健君

◎開会の宣告

○議長（東千春議員） ただいまより、令和3年第2回上川北部消防事務組合議会定例会を開会いたします。

全議員出席でございます。

（午後2時00分）

◎会議の宣告

○議長（東千春議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（東千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第87条の規定により、1番 塩田昌彦議員 10番 岩崎泰好 議員 を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（東千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期 定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、今期 定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎消防行政執行方針

○議長（東千春議員） 日程第3 これより、行政報告を行います。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 本日、令和3年第2回上川北部消防事務組合議会定例会の開会にあ

たり、これまでの主な消防行政の概要について、ご報告申し上げます。

まず、令和3年1月1日から令和3年10月末現在における当組合管内の火災、救急及び救助出動件数の概況について申し上げます。

火災件数は19件で、前年より6件増加しています。種別で見ますと、建物が11件、車両が2件、その他が6件。管轄別では、名寄10件、美深7件、中川1件、音威子府1件となっており、負傷者は2人で、死者は1人となっています。

救急出動件数は1,359件で、前年より147件増加しています。搬送人員は1,285人で、主な事故種別は、急病767人、転院搬送227人、一般負傷170人、交通事故64人となっています。

救助出動件数は38件で、前年より19件増加しています。そのうち、救助活動を要したのは21件で26人が救出されています。主な事故種別は、交通事故が11件、建物等による事故が10件となっています。

次に、火災予防行政について申し上げます。住宅防火対策については、住宅用火災警報器の未設置世帯に対し、早期設置を一層促進するとともに、設置後10年を超えると機能劣化が懸念されるため、住宅用火災警報器設置・維持管理対策実施計画に基づき、設置と維持管理を推進しています。特に、名寄消防署においては、名寄市町内会連合会、名寄市消防設備協会との連携により、住警器等配布モデル事業の採択を受け、未設置の高齢者住宅に100台の警報器を設置し、設置率の向上を図ってきています。

また、例年、高齢者単独世帯を含む一般家庭に対して住宅防火訪問を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から519世帯の実施にとどまっています。

次に、立入検査の実施状況について申し上げ

ます。建築物及び工作物などを防火対象物と定義し、立入検査を実施していますが、本年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により 287 件で、前年と比較して 9 割程度の実施となっています。また、危険物施設についても同様に 104 件で、前年と比較して 6 割程度の実施となっています。

次に住民に対する、防火思想の啓もう活動について申し上げます。当組合の外郭団体である上川北部幼少年女性防火委員会において、コミュニティ助成事業を活用し、消火体験装置「ケスヨ」を購入しています。今後は上川北部幼少年女性防火委員会で行う訓練やイベントで活用していくほか、当組合管内で行う消火訓練などに活用してまいります。

次に、救急行政について申し上げます。管内では、現在、救急救命士 48 名を各署に配置し、高度な救命処置を取り入れた救急活動を行なえる体制としています。救急救命士に関わる教育・研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部中止又は延期となりましたが、就業前病院実習に 5 名、救命士再教育に 27 名、気管挿管などの病院実習に 1 名、特別教育に 3 名が参加し、技能の向上に努めています。さらに、名寄消防署では指導的救命士として 1 名が認定され、教育指導体制の充実強化を図っています。

地域住民に対する応急手当の普及活動に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、普通救命講習は 225 名、救命入門コースは 11 名、上級講習は 3 名、その他の講習は 95 名の受講にとどまっています。

また、講習会の場を活用し、全国版救急受診アプリ「Q助」の利用啓発に努め、救急車の適正利用を促進してまいりました。

次に、緊急消防援助隊と道内の広域消防応援体制について申し上げます。当組合では、緊急消防援助隊に消火小隊 3 隊、救助小隊 1 隊、救急小隊 1 隊、後方支援小隊 1 隊を登録し、大規模災害に備え、迅速な部隊投入が可能となるよう体制整備を行っています。9 月には、当組合において北海道広域消防相互応援協定に基づく道北地区 11 消防本部による広域応援訓練研修会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止しています。

次に、消防職員の教育・訓練について申し上げます。北海道消防学校における教育につきましては、新規採用者を対象とした初任教育に 6 名が入校しています。また、専門的な知識、技術を学ぶため専科教育に 5 名が入校したほか、今後、2 名が入校予定となっています。救急救命士の養成につきましては、現在、札幌市消防局救急救命士養成所に 1 名が入校しています。

また、消防大学校における教育につきましては、消防の上級幹部たる人材育成のために、総合教育幹部科に 1 名が入校予定となっています。

さらには、今年度から 2 年間、北海道消防学校の教官として職員 1 名を派遣し、北海道との連携を強化しています。

次に、消防団活動について申し上げます。北海道消防協会上川地方支部名寄分会の事業として例年実施している、名寄分会消防総合訓練大会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し中止としましたが、各団個別に秋季消防訓練を実施し、災害への対応力強化を図りました。

また、11 月 7 日には、消防団員現地教育訓練を開催し、北海道消防学校の教官による「消防活動時の安全管理」と題した講演を、組合管内

の消防団員 72 名が受講しました。

消防団は、各地域における消防防災のリーダーとして地域と密着し、災害発生時には即時に対応ができる特性を活かして活躍しています。特に近年では、各地で多発する台風災害や局地的豪雨による土砂災害、地震や火山の噴火など様々な自然災害に対し、被害の拡大防止や地域住民の安心・安全を守るという重要な役割を担っています。一方、社会経済情勢などの変化により、消防団員数は年々減少傾向にあることから、消防団員確保に向けた様々な取組や、消防団員の処遇改善、装備の充実強化が、地域において喫緊の課題となっています。

また、地域防災力の充実強化を図るためには、消防団における活動をはじめ、行政や地域の自主防災組織等の活動を活性化させることが重要な課題となっています。当組合においても、令和 3 年 10 月末現在の消防団員数は 380 人で、充足率は 85% となっており、前年同期と比較して団員数は 3 人の減、充足率は 0.7 ポイント減少していることから、引き続き消防団員の確保に向け、事業所への協力要請と消防団協力事業所表示制度の活用や女性消防団員の採用など、積極的に取り組んでまいります。

次に、消防施設等の主な整備状況について申し上げます。名寄消防署では、智恵文中央サイレンを更新したほか、資器材を搬送する目的で使用している積載車の更新を進めています。下川消防署では、小型動力ポンプ付水槽車に積載している小型ポンプの更新を行いました。

また、施設整備として、名寄消防署、下川消防署、美深消防署で消火栓の更新を完了しています。さらには、新型コロナウイルス感染症対策として名寄消防署、下川消防署、美深消防署、中川消防支署で心臓マッサージシステムを導入したほか、名寄消防署で感染症患者隔離輸送バ

ック、下川消防署で救急搬送用人工呼吸器を導入するなど、感染症に対する対策を行いました。

以上、これまでの活動概要を申し上げますが、今後の消防行政執行にあたり、一層気を引き締めて、住民の安心・安全の確保に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） 以上で行政報告を終わります。

◎議会議案第 1 号

○議長（東千春議員） 日程第 4 議会議案第 1 号 上川北部消防事務組合議会会議規則の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大西議員

○2 番（大西功議員） 議会議案第 1 号 上川北部消防事務組合議会会議規則の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員として活動するにあたっての制約要因を解消するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備をしようとするものであります。

また、国の押印廃止の方針を踏まえ、議会に対する請願に係る押印等について所要の見直しを行うとともに、必要な文言整理を行うものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） お諮りいたします。

本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。議会議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号

○議長(東千春議員) 日程第5 議案第1号 上川北部消防事務組合個人情報保護条例の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者(加藤剛士君) 議案第1号 上川北部消防事務組合個人情報保護条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、文言および引用条項の整理を行う必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東千春議員) これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(発言なし)

○議長(東千春議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長(東千春議員) 日程第6 議案第2号 上川北部消防事務組合監査委員条例の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者(加藤剛士君) 議案第2号 上川北部消防事務組合監査委員条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用条項が変更となることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東千春議員) これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(発言なし)

○議長(東千春議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（東千春議員） 日程第7 議案第3号 令和3年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第3号 令和3年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ370万8,000円を増額し、予算総額を12億6,487万円とするものであります。

補正の内容につきまして、歳出から申し上げます。2款 総務費 3項 諸費で43万2,000円を増額、3款 消防費 2項 下川消防費で200万円を増額、3項 美深消防費で81万4,000円を増額、5項 音威子府消防費で46万2,000円を増額しようとするものであります。

補正の主な内訳としましては、下川消防費の消防施設費で、庁舎の水道管の老朽化に伴う取り替え工事費として200万円増額するほか、美深消防費の常備消防費で、管理職が増加したことに伴う管理職手当の増加などにより、職員手当を81万4,000円増額しようとするものであります。

次に歳入につきましては、1款 分担金及び負担金で構成市町村分担金として370万8,000円増額し、収支の均衡を図るよう計上したものであります。

以上補正予算の概要を申し上げます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

近藤八郎議員

○9番（近藤八郎議員） 確認をさせていただきますいんですけども、本来、議会の議決対象は款項なんですけども、議案第3号の4～7頁も議決対象とすることよろしいでしょうか。参考資料ではなくて。

○議長（東千春議員） 渡辺総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） 議案第3号1～3頁が実際に議決いただく内容になってございまして、事項別明細書、議案第3号4、5、6頁並びに資料になりますけども、7頁含めて付属資料としてご理解いただければと思います。

○9番（近藤八郎議員） わかりました。

○議長（東千春議員） ほかに質疑は、ございませんか。

（発言なし）

○議長（東千春議員） 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（東千春議員） 日程第8 議案第4号
令和2年度上川北部消防事務組合一般会計決算
の認定について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第4号 令和2
年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定
について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度一般会計につきましては、5月31
日をもって出納閉鎖し、決算を行いました。

決算状況につきましては、歳入総額 13 億
1,268 万 7,970 円に対しまして、歳出総額 12 億
9,196 万 4,431 円で、歳入歳出差引 2,072 万
3,539 円の剰余金が生じており、全額翌年度に
繰り越すものであります。また、予算に対する
執行率は、歳入で 100.0%、歳出で 98.4%とな
っております。

科目別に決算状況を申し上げます。

歳入につきましては、分担金及び負担金で、
構成市町村それぞれの消防費に係る経費と本部
の分担金として 12 億 8,002 万 5,000 円、手数料
条例に基づく手数料 45 万 1,300 円、国庫補助金
7 万 1,000 円、財産収入 154 万 3,440 円、前年
度繰越金 2,046 万 5,162 円、北海道防災航空室
派遣職員の助成金および給与に対する補助金を
主とした諸収入で 1,013 万 2,068 円であります。

次に、歳出につきましては議会費で 66 万
5,836 円の支出となり、予算に対する執行率は
84.5%、総務費は 1 億 3,056 万 4,533 円の支出
で執行率は 98.7%、消防費は 11 億 6,073 万
4,062 円の支出で執行率は 98.5%であります。

歳出を性質別に見ますと、人件費は 9 億 6,029
万 5,797 円の支出で構成比率は 74.3%、物件費
は 1 億 5,341 万 4,619 円の支出で構成比率は
11.8%、維持補修費は 846 万 7,272 円の支出で

構成比率は 0.7%、補助費等は 3,834 万 7,743
円の支出で構成比率は 3.0%、普通建設事業費
は 1 億 3,143 万 9,000 円の支出で構成比率は
10.2%、公債費の支出はありません。

次に、主要事業の主な内容について申し上げ
ます。本部経費となる総務費では、各署で活用
する職員用防火衣ならびに活動服について全署
分の一括購入を行いました。

また、名寄消防費では、水槽付消防ポンプ自
動車の更新、心臓マッサージシステムの購入を
行ったほか、下川消防費では、防火水槽の新設
ならびに心臓マッサージシステム、ベッドサイ
ドモニターなどの備品の購入、美深消防費では、
消防ポンプ自動車の更新、中川消防費では、高
規格救急自動車の更新について、心臓マッサ
ージシステムなどの資機材の購入を含め行いま
した。

以上、令和2年度の決算状況につきまして、
その概要を申し上げましたが、細部につきま
しては消防長より説明させますので、ご了承を
お願いいたします。

なお、本決算につきましては、監査委員の決
算審査意見書を添えて提出いたしておりますの
で、よろしくご審議くださいますようお願い申
し上げます。

○議長（東千春議員） 追加説明を佐々木消防
長

○消防長（佐々木幸雄君） それでは、令和2
年度一般会計決算につきまして説明いたしま
す。

配布しております一般会計歳入歳出決算書を
ご覧ください。

歳入から説明いたします。7頁の事項別明細
書をお開きください。1款 分担金及び負担金に
つきましては、本部に要する経費として構成市
町村に分担いただくものと、本部が一括して支

払う経費及び各消防費で支払う経費について、それぞれ市町村に分担いただくものの合算となっています。分担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりで、32頁に市町村別分担金総括表がありますので、後ほどご確認願います。8頁をご覧ください。

2款 使用料及び手数料につきましては、手数料条例に基づく危険物施設にかかわる申請手数料と罹災証明などの証明手数料となっています。

3款 国庫支出金ですが、音威子府支署に配備しました救命胴衣に対する消防団救助能力向上資器材緊急整備事業補助金となっています。9頁をお開きください。

4款 財産収入につきましては、職員への待機宿舍貸付収入と名寄署において消防ポンプ自動車の更新に伴う廃止車両の物品売払収入となっています。

5款 繰越金につきましては、説明欄のとおりです。10頁をご覧ください。

6款 諸収入 2項 雑入につきましては、説明欄のとおりですが、内訳のうち防災航空隊員派遣助成金については、北海道防災航空隊に隊員を派遣している消防本部の業務を円滑に遂行するための財政支援となっています。因みに、この助成金は令和2年度が最終年となります。

続いて歳出ですが、11頁をお開きください。

1款 議会費につきましては、令和2年度中、定例会、臨時会をそれぞれ2回開催しており、主な議事項目につきましては説明欄のとおりです。

次に、12頁、2款 総務費ですが、1項 1目 一般管理費は、本部職員の人件費と物件費が主なものとなっています。この中で、7節 報償費につきましては、職・団員の管理者定例表彰として職員9名、団員41名の表彰を行っておりま

す。13頁をお開きください。2項 監査委員費につきましては、例月出納検査、議会、決算審査などに要した経費となっています。3項 諸費の内訳につきましては説明欄のとおりですが、1目 10節 需用費の、防火衣、救助型活動服につきましては、各署職員分を本部で一括購入したものです。

続きまして、15頁～24頁の3款 消防費について説明いたします。消防費の総額は11億6,073万4,062円で項別としては、1項 名寄消防費として5億6,315万5,907円、2項 下川消防費として1億6,209万4,651円、3項 美深消防費として2億285万4,229円、4項 中川消防費として1億3,874万3,954円、5項 音威子府消防費として9,388万5,321円となっています。

令和2年度の本部及び各署の主要事業につきましては、33頁に記載のとおりとなっています。

25頁の4款 予備費につきましては、支出はありませんでした。

最後に、27頁～29頁をご覧ください。令和2年度財産に関する調書ですが、今までは全体を一括して記載していましたが、今回から本部と各署の状況が分かるように細分化しております。

ここで、皆様にお詫びしなければならないのですが、細分化したことにより実際の状況と記載していた内容に相違があることが判明いたしました。今回の調書は、正しい数字になるよう調整させていただき、今後はこのようなことの無いよう対策を徹底して参りますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。

なお、今回調整分と決算年度中の増減高が分かるよう記載された資料を別に配布させていただいております。定例会説明資料内の令和2年度上川北部消防事務組合決算 補足説明資料5～7頁に掲載しておりますのでご確認願いま

す。

以上で、令和2年度一般会計決算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

近藤八郎議員

○9番（近藤八郎議員） 2点ほど確認をさせて頂きたいのですけれども。その前に、先ほど消防長から説明のありました財産調書の整理の仕方については、まとめたような内容で、私は各消防署の実態がよくわかるし、非常にいい工夫をされたなというふうに評価をしたい。その反動で若干調整が必要になることができたようでも、それも正しい数字に置き換えたということで、大変、努力に敬意を表したいと思います。

あと2点ほど確認させてもらいたいのが、財産調書の34頁に各種の団体に対する運営補助金の別表なんですけれども、この中で、決算にならないと明らかにならなかったんですが、下川も名寄も全部含めまして、各消防の消防団の運営補助金は、最低5,000円から。例えば名寄は5,000円から。一人当たりですね。最大は中川の9,000円ということで、5,000円とか7,000円とか9,000円っていうふうに、それぞれの消防団の運営補助に対する一人当たりの単価が違うことについて、考えられる要因は何なのかなというのが、ご説明を願いたいというのが1点でございます。

もう1点は、36頁に負担金補助金一覧表がございますが、上川地区消防団長会負担金というのがありますが、名寄消防署以外の支出はないのですが、その内容は私も承知しているつもりなんですけれども、名寄市以外の市のそれぞれの負担金がどのくらいこの団長会に納入されてい

るのか。

それと、上川地区の消防団長会という組織は全道の各地区にそれぞれあるのかなのか。もし、その状況を把握してればお答え願いたい。

○議長（東千春議員） 渡部総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） まず1点目の消防団に対する補助金の一人当たりの単価に違いがございますけれども、これは歴史的な流れもあろうかと思えます。各構成自治体の中での消防団に対する補助金ということで、それぞれのご判断で一人当たりの単価が決められているものというふうに認識をしているところでございます。

次に2点目の上川地区団長会の負担金についてですが、この負担金の中身についてはですね、町村については町村会から負担金が支出をされているということで、町村会からは金額としては、私が承知しているところでは27万5,000円が負担されているということでございます。名寄市においては町村会には属しておりませんので、名寄市としてですね、3万円を負担しているということで、あと他ですね、上川管内の市の負担金の金額については、大変申し訳ございませんが私の方で承知をしていないところでございます。

この上川地区の消防団長会、全道的に組織があるかというところでございますけれども、実は上川地区のみの団体でございまして、全道的には組織はないというように理解をしているところでございます。

○9番（近藤八郎議員） 概ね中身がわかったのですが、1点目の質問に戻りますけれども、最近、総務省消防庁が、消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書を出されておりますけれども、その中で消防団の運営の経費に関する、経費というのは交付税に算入されておりますということが明示されております。これはこの報告

書が初めてではなくて、従来から交付税の中に算入されています、ということでありますから、こういったバラつきが先ほどの説明のように、いろいろな過去の経緯等合わせてですね、バラつきがあるとしても、もし、交付税に算入されているのであれば、それぞれの自治体は同じはずですから、是非そういった意味では、単価を是非再検討されて、どの部分がいいかはそれは私はわかりませんが、例えば名寄の5,000円という額と、上限が9,000円という額では、同じ消防団として士気にも影響するのかな、という印象を持ちますので、そこについては今後検討して頂きたいなと思います。

それから次にですね、上川地区の消防団長会ですが、私も若干興味があって調べたのですが、名寄3万円の他は、旭川の7万円、士別、富良野で3万円です。合わせてですね、町村会の27万5,000円も合わせますと、43万5,000円がそれぞれの自治体から上川地区だけにある団長会に支出されているんです。この辺については、今後もこのようなかたちで続けていくのかどうか、是非、これは町村会にも関係ありますけども、検討されてはいかがかなと。

それと、町村会は財政標準規模とかで算出の根拠を持っています。この場合、名寄の3万円というのはどういう基準で3万円になったのか。いつからの3万なのか。その辺を明らかにして、本来の姿に戻されてはどうかかなと。ちなみに一昨年の決算では、美深町が1万1,000円支出しています。でも、中身を聞きますとどうも違うかもしれないので、これについてはわかっていれば教えていただきたいと思います。いずれにしても、そのように全道で上川の地区だけにあるというのについては、やっぱり町村会でも検討されるのではないかと思います。それを名寄地区消防としてですね、是非、ご検討されることを願っています。

最後にですね、答弁は必要ありませんが、議長にもお願いなんですけど、上川北部消防事務組合の会議の日程の取り方なんですけど、このように2時から消防、そしてその後3時に衛生ってことで、やっぱり質問時間と一般質問の余裕ができるような会議を是非検討されるよう議運に諮っていただきたい。これは理事者側は招集は強制すれば済むことなんですけども。是非そういうふうにしないでですね、例えば一般質問30分です。2人でやりますと1時間です。次に待機してる衛生事務組合がそれをずっと遅れていくということになります。同じような人数ですから遅れても構わないという意見もあるかもしれませんが、もし傍聴ですとか、告示もしてありますのでね、3時から始まる衛生に来た時に消防が長引いたから遅れたなんてのはちょっと困るんじゃないかと思うんです。なので議長の方から議運に諮っていただけると。これは質問ではなくて要望です。

○議長（東千春議員） ほかに質疑はございませんか。

岩崎泰好議員

○10番（岩崎泰好議員） 財産に関する調書について質問があります。まず、27頁の名寄消防署の消防施設について、109.35㎡の減がございます。その内容についてご説明いただきたい。とりわけ説明資料では調整分というかたちでこの面積が出てきていますが、これについては決算年度中いつの時点なのか、異動があった時点がいつの時点なのかお聞きしたいと思います。

それから2点目は、28頁の決算年度中の増減高という表現の仕方です。議会前の議運でもこの問題、ほかの議員からも指摘されましたが、令和2年度の予算の中で購入したものについては、ここに中身が出てこないんですね。最終的には増減高という表現で、多分1台入って1台

は処分というかたちで、増減高には出てこない。この標記の方法をですね、やはり工夫をされて改めていくことも大事かと思いますが、これについて見解をお願いしたいと思います。とりわけ、自動車にあっては、消防ポンプ自動車が美深1台、水槽付きの消防ポンプ車については名寄が1台、救急自動車については中川が1台、それぞれ更新をしています。それらの表記をですね、増減高、「高」がついていますから、これは行政上の仕方かもしれませんが、これでは説明がうまくいかないというふうに思いますので、そういう工夫ができないかどうかの質問でございました。

それから29頁、物品について詳しく載っていますけれども、ここも今言った件に合わせて、決算年度中の増減高の合計が15件というかたちで出ています。これは増減のマイナスも含めると、実に28件の変更点がございます。これについては、先ほどの佐々木消防長の説明の中で過年度分の相違があった部分、いわゆる細分化したことによって見えてきた部分だという説明がございましたけれども、この中で下川消防署が購入したベッドサイドモニターについては記載がないという事の指摘も議運でございました。それについては名称が変わったような、別な表現の仕方載っているという表現でしたが、やはり購入したものと同一名称で記載していかないとどうなのかなという疑問点です。財産の管理、今後はこのようなことがないようにきちっと対策を徹底していくという答弁でございました。6月の議会の中で提起された問題について行政側できちっと処理をして、適正な対処をしたことについては先ほどの近藤議員の発言と同じように私も評価しますけれども、しかし、これらの管理については、管理規則というものがしっかりある中で進められてきたものだと思います。その管理規則に則って進めている中身で

ざいましょうから、その辺のことをしっかりやっていただくためにもですね、適正な処理をお願いしたいということが質問でございます。

○議長（東千春議員） 渡部総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） 3点ご質問いただきました。まず1点目の27頁、名寄消防署の木造建物の増減高のところでは109.35㎡、これにつきましては、昨年の決算で109.35㎡を増加で計上させていただいたものなんですけれども、実は名寄市の建物を借り上げていると、名寄消防団の第2分団の詰め所になりますけれども、名寄市の建物になってございまして、そこで重複しているという状況が確認できましたので、こちらは誤りでございましたので減少させていただいた内容になっております。

続きまして2点目の増減高のところでは、更新した物品について、減ったものと増えたものと両方あれば差し引きで0になるということで、実際の動きが見えないだろうというところで、ここにつきましては、財産の調書の様式について、地方自治法の施行令で定められている状況でございまして、そこに従って必要があれば欄の若干の調整はできるものではありませんけれども、こういった表現が一番わかりやすいのかということも含めてですね、今ご指摘いただいた部分もありますので、少し検討させていただきたいと思いますが、欄の作り方も含めてかなり複雑なものになっていくということも想定がされますので、ここは時間をいただいて検討させていただきたいと思っています。

また、名称が実際に買った商品の名称と、実際にこの物品の中で出てくる区分に当てはまる名称が違っているという部分でございまして、あくまでも決算書の中で出てきている名称については、その買った資機材の商品名といいますか、そういったものになってございまして、

区分についてはですね、そういったものをまとめた、どういった物品なのかということで掲載をさせて頂いております。そういった意味からも、決算書の方もですね、名称を区分と合わせていくのか、それとも実際に決算書に買ったものをそのまま載せていって、区分の中にはめていくのかということについては、これも少し検討させていただきたいというふうに思っています。どうしても買った商品と区分にあてはまる名称が完全に一致してこないということは出てくる可能性はありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（東千春議員） 岩崎泰好議員

○10番（岩崎泰好議員） これらについて、財産の異動については管理者に報告する義務があるというふうに規則にあると思いますが、これらの手続きが今回のことでどのようなかたちで進んだのか、加藤管理者までどんなかたちで伝わったのかということをお聞きしたい。

名称のことについて先ほど説明ありましたが、ベッドサイドモニターだけなんですよね、チェックをしていきますとほかは全部新しく購入したものは当てはまってる。それだけが1点、日本語の救急車載用監視装置ということではないと思うんですが、それに変わっているということについては、購入のメーカー名ではなくて、その辺の制御をしないとちゃんとしないと、その1点だけがここに抜けていると思わざるを得ない、そのようなかたちですからしっかり検討をお願いしたいと思います。そして、これらについて先ほどは佐々木消防長の方から意見の相違があったことについては対策を徹底していくという事の中では申し訳なかったと謝る言葉がございました。これらの多くの財産管理に関しても、監査委員の意見書の中では、それについて一切、一行も、一言も触れていないんですね。監査委員の方はこれらの実態については

知り得たのかどうか、そして、これらの事実について監査としては、表現としてすべきではなかったのか。なんらかのかたちですね、意見の见解を述べるべきではないかと私は考えるところですが、監査委員としての考え方をお聞きしたいと思います。

最後にもう1点は、管理者の方で、もしも報告がきちんとなされているということであれば、行政報告などで一定の言葉を使って謝るといって、これは議会に謝るんじゃないかと、住民に財産管理がなってなかったということについてのお詫びですから、それはなんらかの表現が欲しかったなと思うところですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東千春議員） 渡部総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） まず、1点目に管理者に報告がされているのかという部分でございまして、事務手続きとしては行っているところですが、台帳管理あるいはその台帳の数字との整合性、こういったことが突合なり、あるいは複数人での確認ができていなかったというところでの件数の誤りができてきているという状況でございまして、ご理解いただきたいというふうに思っておりますのと、名称につきましても、先ほどのベッドサイドモニター1件、これがずれていると、ずれているというか区分とは違う名称になっているということでもございましたので、これも区分と同じ名称にしていくことができるように、できるだけわかりやすく財産に関する調書と整合性とれるかたちをとりたいと思いますのでよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（東千春議員） 鹿野監査委員

○代表監査委員（鹿野裕二君） ただいま決算審査意見書の方で、財産に係る調書の今の修正に対して監査委員は一行も触れていないということでもございましたが、財産に係る調書にござ

いましては、意見書の5頁のエの項目で公有財産及び物件について「令和2年度中の増減及び年度末現在高を確認した」と記載しております。これだけの説明ではございますけれども、これの背景ということになりますと、決算に係る詳細につきましては11月4日に担当部局から説明を受けています。この際、この財産に係る調書の異動の部分につきましても詳しく説明を受けたところでございます。細かい変更と合わせて中身の修正といいますか、錯誤の修正ということでもありますので、年度中に錯誤を発見してそれを正しいものに修正するというところでございますので、その内容につきまして詳しく説明を受けたところでございます。それを踏まえましてこのエの一行があるということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（東千春議員） 加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 岩崎議員からご質問がありましたが、前回の機会でしたか、近藤議員の方から財産の管理について署別に管理すべきとご指摘をいただきまして、今回の決算の認定の中で改めてしっかりと精査をして、今回お示しをさせていただき、それぞれの署別にとしっかりと財産を管理、あるいは整理することができたということは、大変意義のあるものだったと思っております。一方で、その際にこうした今までの整理の中でのズレが生じていたということ、今回、一般会計の中で説明をすべきということでご説明をさせていただきましたが、改めて、こうした事案があったということに関しては私の方からもお詫びを申し上げ、今後しっかりと管理徹底をしていくとともに、しっかりと議会の方にも情報公開をさせて頂きたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（東千春議員） ほかに質疑は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第4号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議会報告第1号

○議長（東千春議員） 日程第9 議会報告第1号 例月出納検査及び定期監査の結果報告について、を議題といたします。

本件につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、それをもってご了承をお願いいたします。

◎閉会中の継続審査（調査）の申し出

○議長（東千春議員） 日程第10 閉会中の継続審査（調査）の申し出について、を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配布いたしました、議会運営委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（東千春議員） 以上で、今期 定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回上川北部消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

（午後2時56分）

上記会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長

署名議員

署名議員